

指導行政の推進について

I 基本方針

- 第3期千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」を受け、東葛飾教育事務所重点目標

「チーム東葛飾、すべては子供たちの未来のために！」～変革と創造～

に基づき、各学校は重点施策の実現をめざし着実に取り組む。

- 新学習指導要領の理念のもと、一人一人の資質・能力を伸ばすために、児童生徒が学ぶことの意義を実感できる、特色あるそして調和のとれた教育課程を編成し実施すること、教師の創意工夫を生かして授業改善に取り組むことなど、教育活動全体を通じて「生きる力」を育成していくことが重要である。

II 第3期千葉県教育振興基本計画 「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」

平成27年に策定した「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(第2期計画)を引き継ぐ第3期計画として、「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」を令和2年2月に策定した。千葉県の教育を取り巻く現状や第2期計画の成果と課題、今後の重要課題に基づき、計画の基本理念を掲げるとともに、4つの基本目標を設定し、施策の推進に取り組んでいくこととしている。

基本理念

ちばの教育の力で「県民としての誇り」を高める！

「人間の強み」を伸ばす！

「世界とつながる人材」を育てる！

- 子供たちの自己肯定感を育み、【県民としての誇り】を高めます。
- AIなどの技術革新が進展する時代に求められる【人間の強み】を伸ばします。
- グローバル時代に必要な資質・能力を高め【世界とつながる人材】を育てます。
- 千葉のポテンシャル(リソース)を活用した千葉ならではの教育、すなわち「ちばの教育の力」により、この基本理念の実現を図ります。



◆基本目標1◆ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる

「子供」に関する基本目標には、「知」「徳」「体」のバランスの取れた「生きる力」の育成や、子供の自立や社会参加に向けた能力や可能性の伸長の視点で、4つの施策を明示。

- 施策1 人生を主体的に切り拓くための学びの確立
- 施策2 道徳性を高める心の教育の推進
- 施策3 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進
- 施策4 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

◆基本目標2◆ちばの教育の力で、「自信」と「安心」を育む学校をつくる

「学校」に関する基本目標には、子供の学びを支える学習環境づくり、教員採用・研修の充実や働き方改革、不登校や経済的理由など様々な困難を有する児童生徒、家庭へのきめ細かな支援の視点で、3つの施策を明示。

- 施策5 人間形成の場としての活力ある学校づくり
- 施策6 教育現場の重視と教員の質・教育力の向上
- 施策7 多様なニーズに対応した教育の推進

◆基本目標3◆ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、全ての人活躍できる環境を整える

「家庭・地域」に関する基本目標には、家庭教育への支援や家庭・地域との協働体制の構築、生涯学習の推進の視点で、2つの施策を明示。

施策8 家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進

施策9 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

◆基本目標4◆ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創る

「県民」に関する基本目標には、郷土や国を愛する心と国際社会の担い手として求められる能力の育成、スポーツの推進の視点で、2つの施策を明示。

施策10 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成

施策11 「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進

＜主な取組＞

学力向上

主体的・対話的で深い学びの確立を目指し、全国学力学習状況調査の結果分析・活用を図りながら、全ての学習活動の基盤となる言語能力や情報活用能力、外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する取組を実施。

道徳教育の充実

学校の全ての教育活動において、特別の教科である道徳や「道徳」を学ぶ時間を要として、子供の発達段階に応じた体系的・系統的な道徳教育を推進。

健康・体力づくりの推進

「生きる力」の基本となる「健やかな体」の育成に向け、学校体育、学校保健、さらには食育を推進。

特別支援教育の推進

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、連続性のある「多様な学びの場」や、早期からの教育相談と支援体制の充実に向けた取組を実施。

活力ある学校づくり

地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進。公立学校と私立学校との一層の連携・協力の推進。学校施設等の老朽化対策や、安全教育及び防災教育の充実。

教職員の資質向上と働き方改革

教員採用、研修の充実による優れた教職員の確保。業務の見直しや教職員の意識改革など、学校における働き方改革の推進。

様々な困難を抱えた児童生徒・家庭への支援

学び直しや不登校、経済的理由など様々な困難を抱えた児童生徒・家庭への支援の充実。

家庭教育への支援と、家庭・地域と学校との連携・協働

親の学びの機会に関する情報提供など家庭教育への支援。コミュニティ・スクール導入の拡充。児童虐待の早期発見・早期対応など子供の命を守る取組の推進。

生涯学習社会の推進

多様な学びの場の充実や、学習の成果を生かすことができる場づくりの推進。障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の推進。

グローバル人材の育成

郷土や国を愛する心を育む教育の推進。グローバル社会において必要となる資質・能力の育成。

スポーツの推進

誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりや、障害者スポーツの推進。

東葛飾教育事務所指導室 令和5年度重点目標

学び創造

自らのよさや可能性を見付け、他者とともに自分らしく豊かに生きる力を育む学びの追究

(1) 子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現

- 「学びの未来づくりダブルアクション+ONE」活用による学力向上
 - ・子供たちが学ぶ意義を実感し、学ぶ意欲を向上させることができる授業の創造
 - ・教員による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け学習意欲の向上を目指す授業改善
 - ・「ちばっ子学びの未来デザインシート」による学びのサイクルの振り返り
- 『「思考し、表現する力」を高める実践モデルプログラム』の活用
- 主体的な課題発見力の育成と振り返りによる学びのサイクルの確立
- 全国学力・学習状況調査の分析・活用による実態に即した授業改善
- 各教科等の特質に応じて適切な学習場面での情報活用能力の育成

(2) 個々の課題や困難さに寄り添う生徒指導と児童・生徒支援、及び学級経営の充実

- チーム学校として全職員で取り組む指導・支援体制の充実
- 「いじめ防止対策基本方針」に基づいた組織的対応と未然防止
- 生徒指導提要の改訂に基づいた積極的な生徒指導、児童生徒の権利の理解と実現
- 生徒指導の実践上の視点を組み込んだ多様な教育活動
- 一人一人に寄り添った教育相談体制の充実と校内外の連携
- 協働的、体験的な学びによる合意形成力と意思決定力の育成
- 「考え、議論する道徳」の授業および自他を大切にする人権教育の推進
- キャリア発達を念頭においた特別活動、総合的な学習の時間の充実
- 児童生徒を取り巻く課題解決に向けた諸機関との連携強化と専門的な人材の有効活用
生徒指導専任指導主事、訪問相談担当教員、SC、SSW、特別支援AD、スクールロイヤー、スクールサポーター

(3) 障害の有無にかかわらず、誰もがその能力を発揮できる学校体制の推進

- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりと環境整備
- 連続性のある多様な学びの場の一層の充実
- 個別の指導計画・教育支援計画の活用による切れ目のない支援
- 一人一人の困難さに応じた合理的配慮の提供
- ICTの活用等による個別最適な学びの実現
- 教職員の特別支援教育の理解促進、全校支援体制の確立

(4) 地域とともにある学校づくり

- 地域や学校の人的物的な資源を有効活用した教育課程の実施
- 地域学校協働活動とコミュニティスクールの一体的な推進
- 地域の諸機関と学校、家庭の連携・協働による家庭教育支援ネットワークの構築
- 地域連携推進を担当する教員や地域コーディネーターの育成

IV 指導行政を推進するにあたっての留意事項

(1) 学習指導要領の理念を推進

- ・各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現を図る。
- ・「主体的・対話的で深い学び」による授業改善、3観点評価の適切な実施を図る。
- ・個別最適な学びと協働的な学び、それぞれの学びを一体的に充実させる。
- ・ICT機器の適切な利用により、効果的な活用を図る。

(2) 各教科指導の重点について

- ・「各教科等指導の重点」は、各学校の教科等の指導の充実に期するため、指導にあたって、特に、配慮すべき事項や重点を置くことが望ましい視点を示したものである。各学校はここに示されている重点をもとに、学校や児童生徒の実態に即して各教科等の努力目標を設定し、教科等の指導の充実が図れるように創意工夫する。

(3) <研究と修養>教職員としての資質・能力の向上

- ・県が新たに定めた、「千葉県・千葉市教員等育成指標」に基づき、教職員としての使命と責任を自覚し、キャリアステージに応じた幅広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、高い専門性を身に付け、社会の変化に伴う新たな課題、地域や保護者のニーズ、児童の実態に対応できるよう、教職員一人一人が自ら進んで研修するとともに、教職員全体で組織的かつ計画的に研修できる体制を整える。
- ・校内や近隣の学校・園等との相互授業参観等の実施を通じて、児童の学力向上や授業改善に向けた取組の一層の充実を図る。
- ・教職員としての使命と責任を自覚し、幅広い視野と豊かな人間性、高い倫理観を身に付けるために自らすすんで研鑽に努める。
- ・社会の変化、地域や保護者のニーズ、児童生徒の実態に応じた研究課題を設定し、教職員全体で組織的・計画的に課題に新たな課題に適切に対応できる研究を行う。

(4) 管内各市教育委員会との連携について

- ・日常の連携を密にし、学校への迅速かつ的確な連絡と指導・助言に努める。
 - ・地区の現状と課題について常に情報交換を行い、指導行政に生かしていく。
- その一環として以下の会議をもつ。

管内課室長会議（年4回）

管内指導行政連絡協議会（年2回）

管内指導主事会議（年4回）

管内指導主事研修会（各教科等年1回）

また、必要に応じて臨時の会議を開催することがある。

(5) 指導主事の活動

- ・指導室訪問は、各市教育委員会の自主性、主体性を尊重し、市教育委員会と協議調整をして実施する。
- ・要請訪問において、各教科の指導の重点、指導事例、実践モデルプログラムを活用した授業のためのチェックシート、「ICT活用のすすめ」や各市のICT活用の指針等を活用して指導・助言を行い、各学校の授業等の質的改善に資するよう努める。
- ・要請についての留意事項は次のとおりである。
 - ① 指導主事の要請は、市教育委員会を通して調整する。（追加の場合も同様）
 - ② 講師派遣申請（所長あて・各指導主事あて）は、メール等データ（PDF）で2週間前までに指導室に提出する。市教委へもCCにて知らせる。
 - ③ 学習指導案は5日前（休祭日を除いて）までに指導室（または指導主事）にメールまたは郵送にて届くようにする。

※研究指定校の要請については、別途考慮する。

- ・各市教育研究会の教科部会への要請や、若年層育成のための指導案なしのワンポイント訪問についても対応する。